

選挙運動用自動車運送契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
- 5 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
内 訳 1日 円× 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和17年田村市条例第22号）に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲が乙に対して購入金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

(レンタル形式)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
- 5 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
内 訳 1日 円× 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和17年田村市条例第22号）に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲が乙に対して購入金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
- 2 供給する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
- 3 契約油種
- 4 契約単価 1ℓあたり 円 (税込)
- 5 購入予定数量 ℓ
- 6 購入予定金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

7 請求及び支払

この契約に基づく単価に上記2の期間中、甲が購入した数量を乗じた額 (以下「購入金額」という。)について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和17年田村市条例第22号) に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、購入金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲が乙に対して購入金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
- 2 供給する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
- 3 契約油種
- 4 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和17年田村市条例第22号）に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、購入金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲が乙に対して契約金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車運転契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第141条に定める選挙運動用自動車の運転に関して、次のとおり契約を締結する。

1 自動車の種類及び登録番号又は車両番号

2 運転する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

3 契約金額 円
内 訳 1日 円× 日間

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和17年田村市条例第22号) に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲が乙に対して契約金額の全額を支払うものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

田村市議会議員一般選挙候補者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 枚

3 契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）
（税込単価 円 銭）

4 納入期限 令和 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和17年田村市条例第22号）に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲が乙に対して購入金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

田村市議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条に定める選挙運動用ポスター

2 数 量 枚

3 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
(税込単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和17年田村市条例第22号）に基づき田村市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、田村市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲が乙に対して購入金額の全額を支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 田村市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者